

# 奈良文化財研究所所蔵『東宝記』について（下）

橘 悠太<sup>①</sup>

## 一 史料の概要

袋綴装、楮紙、共紙表紙、縦27・5cm、横21・3cm、四二紙（原表紙・後補表紙含まず）、一紙九行、一行字数不定、

（後補表紙題）「東寶記 僧宝上」

（外題）「東寶記 僧宝上」（後筆）

（内題）「東寶記 僧寶上」

（奥書）「永享十一年八月五日書寫畢

厳暁之

（以上、本奥書）

文安二季七月比於法身院殿訫少納言公房生  
十六

書功畢

深清

○第二紙オモテ左下ニ「奈良国立文化財研究所図書印」ノ朱方印

アリ、

本稿では、「奈良文化財研究所所蔵『東宝記』について（上）」（『奈良文研論叢』四号、二〇一四年、以下では前稿と表記）に引き続き、奈良文化財研究所が所蔵する『東宝記』を紹介する。前稿においても述べた通り、『東宝記』は「仏宝上・中・下」、「法宝上・中・下」、「僧宝上・下」の八巻（八冊）で構成されるが、奈良文化財研究所ではその内の仏宝中および僧宝上の二巻（二冊）を所蔵している。前稿では仏宝中についての概要および翻刻を掲載したので、本稿では僧宝上について紹介していく。

前稿でも示した通り、奈良文化財研究所所蔵の『東宝記』二冊は「東宝記 二冊」と記された茶褐色厚手の紙に包まれており、中に

仏宝中・僧宝上の二冊をおさめている。二冊共に白色厚紙の後補表紙・裏表紙が付けられ、図書番号のタグが貼付されている。僧宝上についての書誌情報は次の通りである。

この僧宝上は仏宝中とは法量や紙質が異なることから、二冊が連の『東宝記』を構成した写本であつたとは考えにくい。もとは別々の『東宝記』群より伝来し、後に一緒になつたものと現時点では想定しておきたい。

東寶記 僧寶上



一 長者始  
一 長者始  
一 長者始  
一 長者始  
一 長者始  
一 長者始

淳和天皇御す天長元年六月十二日  
宣下川士官到來于時傳信都官寺業  
莞

大政官行造吏寺承

僧都傳燈天法師佐宣一

右被右大臣宣奉  
新件人彼所前別當宣僧都傳  
燈天法師長惠遷任造寺事別當補任如件者  
所宣承知待到奉行各議行正而位下寺莫舞熟六

図1 『東宝記』僧宝上 (第1紙表)

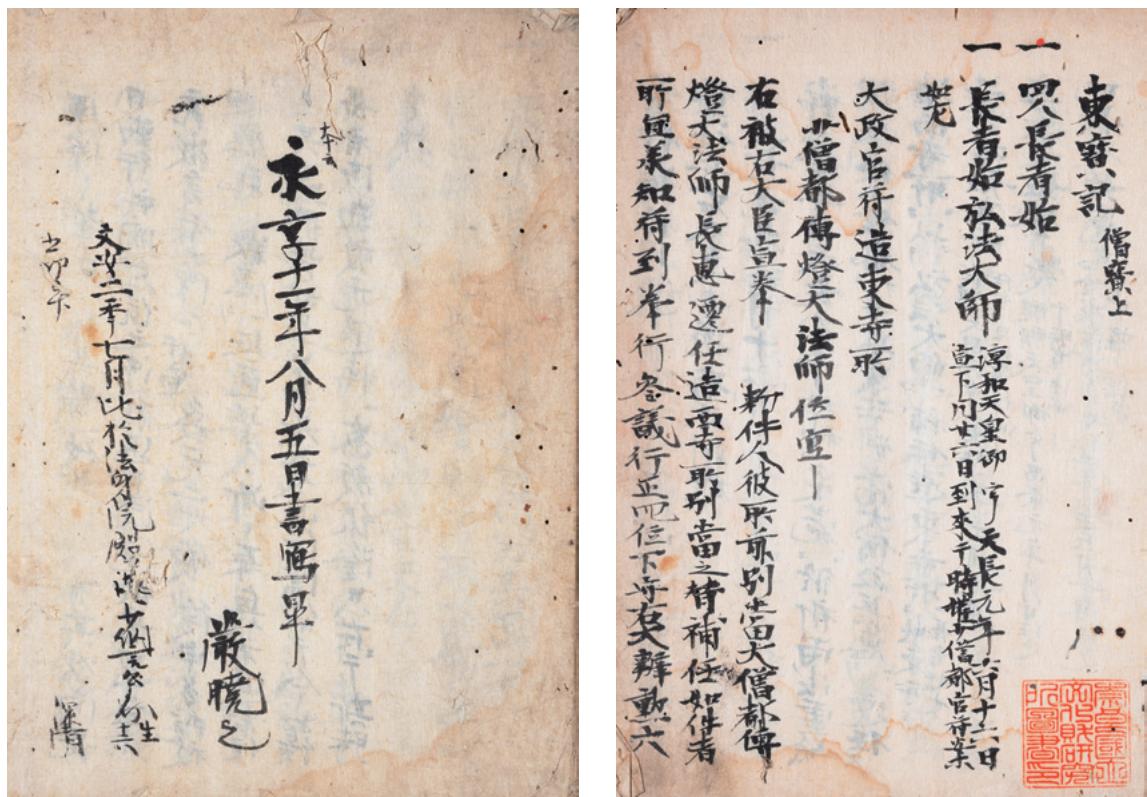


図2 『東宝記』僧宝上 (第42紙裏)

後補裏表紙には、仏法中と同じように受入番号および受入年月日の印字が確認でき、同じく昭和三四年（一九五九）一月三〇日の日付となつてゐる。なお、本史料の購入先などの詳細については前稿で示したのでそちらを参照されたい。また、仏宝中とは異なり、共紙の原表紙が付される。外題は後筆とおもわれるが、書名以外に伝領を示す墨書などは見当たらなかつた。

史料状態については、左下部に虫損があり、一部文字が判読できない箇所があるが、それ以外は良好な状態である。

本史料には奥書もある。それによると文安二年（一四五五）に書写されたものであつた。現存する『東宝記』僧宝上の写本中では三番目に古く、中世後期における『東宝記』書写のあり方を考える上で貴重な史料である。本史料を含む二冊についての詳細な考察は次項で述べたい。なお、本史料の翻刻については、本稿末に付した。

## 二 各史料の位置づけ

本項では各々の写本について、その調査結果と『東宝記』諸本における位置づけを示したい（以下、仏法中については奈文研本「仏」、僧宝上については奈文研本「僧」と表記）。

### (二) 奈文研本「仏」について

前稿で取り上げた奈文研本「仏」は奥書が無く、書体より室町前期の写本と想定していたが、その後の調査において書写の姿勢や特徴的な筆跡比較などをおこない、本史料の更なる解明を試みた。

『東宝記』は東寺觀智院果宝が編纂し、その弟子賢宝が応永年間

初頭頃までに完成させたと考えられている。<sup>(3)</sup> 賢宝が最終的に完成させたものが東寺に現存しており、これが『東宝記』書写本の祖本となつた（以下、国宝本と表記）。その後、永享十年（一四三八）に東寺執行厳暉が国宝本八巻を書写し、冊子本八冊を製作した（以下、阿刀家本と表記<sup>(4)</sup>）。この阿刀家本の成立以降、国宝本は秘藏され、専ら阿刀家本が書写に用いられたと考えられており、現存する『東宝記』写本の多くが阿刀家本を書写したものであることが奥書より判明している。そこで、これら二系統の伝本と奈文研本「仏」とを比較することで、その位置づけが解明できるのではないかと考えた。こうしたことから、まずは奈文研本「仏」がどのような形で書写されているのか、国宝本・阿刀家本と比較検討をおこなつた。

図3は、『東宝記』仏法中の「塔婆五層」での八菩薩の記述箇所の一部である。東寺所蔵の国宝本（図3-a）は果宝・賢宝による幾度かの加筆修正を経ていることが明らかにされているが、当該箇所においても記載位置の修正が白丸と墨線で示されている。これに対し奈文研本「仏」（図3-b）は、国宝本の修正指示に従つて表記に変更を加えている。また、本来は「左尊」と記す必要がある「弥陀」の下の「右尊」という国宝本の誤記について、奈文研本「仏」では修正指示以外の国宝本の誤記はそのまま書写し、本文右の注記にて「ヒタリ」と修正している。このように、奈文研本「仏」による書写のあり方は、国宝本の修正指示などを反映しつつも、本文の誤記は忠実に書写して注記で修正するなど、国宝本を丁寧に読み解こうとする姿勢がうかがえる。

一方の阿刀家本（図3-c）の当該箇所では、修正指示をそのまま書写しており、あくまで国宝本を複写しようとする姿勢がうかがえ

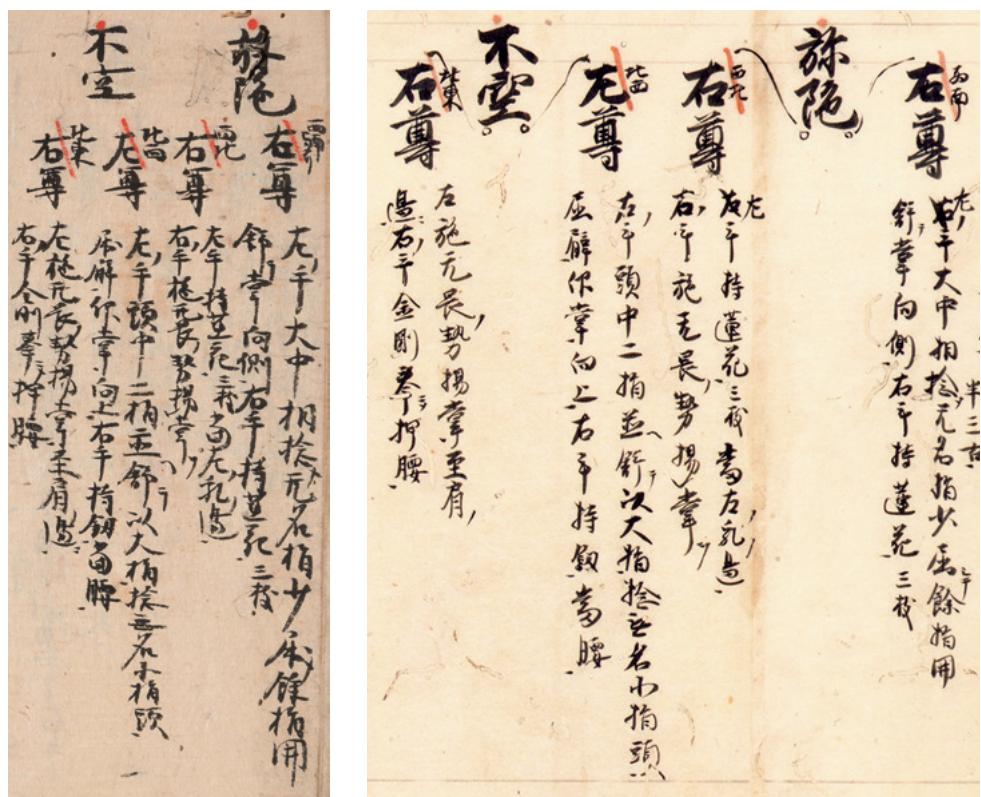


図3-b

図3-a (画像提供 便利堂)

西南

左尊 左半金剛拳、右半相捻、元名指少屈、餘指開  
掌向側右半持蓮花三枝

旅陀

右尊 左半持蓮花三枝當左乳邊  
右半持蓮花三枝

観

北面 左半頭中二指並舒、以大指捺左乳邊  
辟作掌向上右半持釵蓮掌

不空

北東 右尊 左半頭中二指並舒、以大指捺左乳邊  
右半金剛拳、抑脰

阿刀家本は代々東寺執行をつとめた阿刀家に伝來したこともある。阿刀家本は代々東寺執行をつとめた阿刀家に伝來したこともあり、寺院運営に関わる引用・参考記録として用いるため、上記のような書写の形態をとっていたとみられる。つまり、果宝・賢宝といつた先師らによつて作成された『東宝記』本文を読み解こうとするよりは、手引き用の記録を作成することに主眼が置かれていたといえよう。

このような書写のあり方の違いは仮名や返り点、朱合点などの注記にもあらわれている。奈文研本「仏」は、基本的に国宝本の仮名・返り点や注記を踏襲し、一部の仮名・返り点については国宝本以上に付す箇所もある。他方、阿刀家本では多くの箇所において仮名・返り点や朱書などが国宝本よりも簡素化されている。このように、奈文研本「仏」にみえる書写のあり方は『東宝記』本文を忠実に読み解し、修正・整理を進めていることから、その製作には東寺学僧の

関与が想定されるのである。

現存する『東宝記』書写本の本奥書には、中世後期のものも多く確認されているが、その中でも東寺学僧である覺寿による奥書のものが多く確認できる。<sup>(6)</sup> 覚寿は東寺宝輪院院主に加え、醍醐寺清淨光院院主も兼帶し、醍醐寺地蔵院門跡を中心とする醍醐寺地蔵院流を相承する門派に属していた。

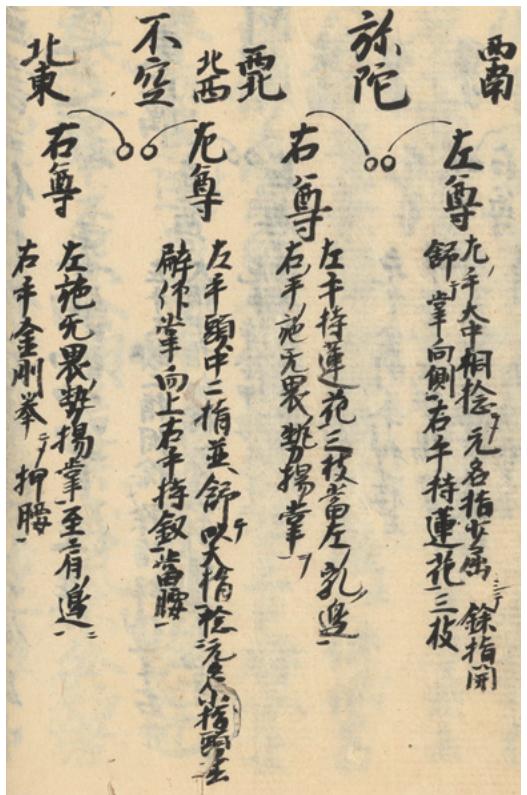


図3-c

また、詳細は後述するが、奈文研本「仏」にみられる「云々」の個性的な書体が「東寺文書」内の「五壇法記」においても確認でき、奈文研本「仏」と同一筆者であることが示唆された。この「五壇法記」に奥書は無いが、その表紙には「清淨光院」の伝領墨書が記される。こうしたことから、醍醐寺地蔵院流門派の僧が中世後期における『東宝記』の書写や奈文研本「仏」の製作に関与していたと想定した。かつて、柳田良洪氏は中世後期における東寺教学の様相を述べる中で、室町前期の東寺教学を主導したのは醍醐寺地蔵院流に連なる快玄や覺寿・宗寿・宗承といった学僧であつたと指摘する。<sup>(8)</sup> このような点からも、奈文研本「仏」の製作に醍醐寺地蔵院流に連なる学僧が関与している可能性が高いと考えた。

以上、醍醐寺地蔵院流に連なる僧侶による書写という想定のもと、該当するであろう僧侶の筆跡と比較し、書写者についての分析をおこなつた。まず、想定されたのが様々な書写記録が残る僧として知られる東寺宝輪院宗承である。<sup>(9)</sup> 彼によつて記された記録は「廿一口方引付条目大概目安」や「凡僧別當引付」、「東寺法会記」などが現存しており、筆跡を比較することは容易であった。しかし、同じような字もあれば、異なる字も散見され、奈文研本「仏」と宗承筆による諸記録は同一筆跡とは言い難かつた。上島有氏が指摘する

ように、別人であつても同じような字を書く場合があり、様々な観点から同一筆跡であることを検討する必要があつた。そこで、改めて奈文研本「仏」にみられる特徴的な文字を精査した。その結果、他の『東宝記』写本にはみられない「云ミ」の個性的な運筆が確認できた。他の写本の多くが「云ミ」を右上から左下に書く通常のくずし方に対し、奈文研本「仏」では右上に「云」を小さく書き、逆時計回りに円を描くように「ミ」を書く(図4-a)。この特徴的な「云ミ」を書く癖のある室町期の東寺僧について、地蔵院流に連なる僧を中心調査した結果、一人の僧が浮かび上がってきた。東寺宝泉院快玄である。

快玄は初名を堅済といい、東寺宝泉院院主と醍醐寺清淨院主を兼帶した僧である。<sup>(11)</sup>応永十一年(一四〇四)からは東寺廿一口供僧方年預をつとめており、その執務手引書として「廿一口年預記」を作成している。<sup>(12)</sup>この「廿一口年預記」は快玄自筆による記録であることから、前述した奈文研本「仏」にみられるような「云ミ」を確認したところ、「廿一口年預記」にも同様の「云ミ」が複数確認できた(図4-b)。以上の作業により、奈文研本「仏」が快玄により書写された可能性が高まつたため、改めて両者の筆跡を比較した。

古文書を中心とした史料の筆跡については、その取り扱い方をめぐって近年様々な方法論が提言されているものの、未だ確立には



図4-a

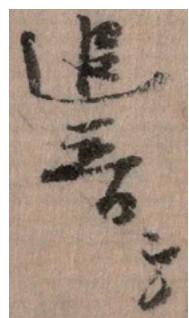


図4-b

至つていない。<sup>(13)</sup> そうした中で、分析するにあたつては和田幸大氏によつて示された筆跡比較における様々な着眼点が有効であると考えた。紙幅の都合上、文字の概形への着目・線の角度や長短という分析視角に限定して両史料の筆跡比較を以下に示したい。<sup>(14)</sup>

まず、「後宇多院」の筆跡について、奈文研本「仏」(図5-a)と「廿一口年預記」(図5-b)にみえる文字の概形を比較した。文字を線で囲み、文字の位置や形をみると「後宇多」までは縦長の長方形であるのに対し、「院」は横長であるという共通点がみられた。また、「後宇多」までは左側に寄る書き癖が共通することがわかる。<sup>(15)</sup>

続いて、「講堂」の筆跡について、奈文研本「仏」(図6-a)と「廿一口年預記」(図6-b)を比較した。「講」は「言」の横線が右肩上がりとなる特徴などが共通する。また、「堂」の「丶」と「土」の



図5-a

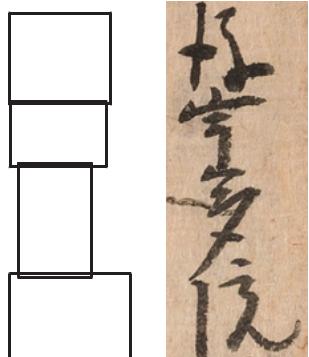


図5-b

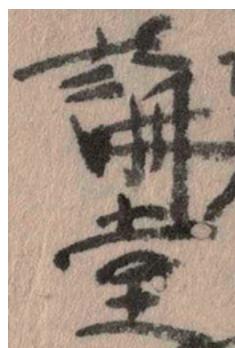


図6-a

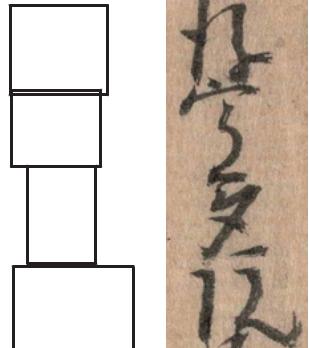


図6-b

最下の横線が右側に大きく伸びる特徴も共通している。紙幅の関係から割愛したが、他にも多くの文字において文字の概形や線の角度・長短などに共通の特徴がみられた。これらの共通点から、奈文研本「仏」は快玄によって書写されたものであると判断した。

以上、奈文研本「仏」の書写者について、筆跡比較を通してみてきた。快玄が奈文研本「仏」を書写した時期であるが、応永二十七年十二月二日に没していることから、遅くとも応永二十七年までとなる。快玄の筆跡を時期ごとに捉えることができれば、書写された時期を更に絞ることが可能となる。

## (二) 奈文研本「僧」について

続いて、奈文研本「僧」について考えてみたい。本史料については前述したように、奈文研本「仏」と異なり奥書が記される。奥書の前半部に記される「永享十一年八月五日書寫畢 厳曉之」の箇所までが本奥書である。これは前述したように、室町前期の東寺執行厳曉（後に栄増へと改名）が国宝本を書き写した阿刀家本の奥書である<sup>17</sup>。永享十一年（一四三八）に書写されたこの阿刀家本を底本とし、

文安二年（一四五五）七月頃より書写されたものが本史料である。この書写は、醍醐寺三宝院の洛中拠点であった法身院において、当時十六歳であった「少納言公房」の依頼によるものであつたとみられ、深清によつて書写されたことが本史料の書写奥書よりうかがえる。

本史料を書写した深清は東寺僧である。仮性院の院号を名乗り、文安三年には甚清と改名している<sup>18</sup>。東寺僧であつた深清が醍醐寺三宝院門跡出入りしていた事情については、『東寺廿一口僧方評定

引付』嘉吉元年十二月十八日条よりうかがえる。これによると、「三宝院門跡祇候」であつた深清について、東寺常住が基本要件であつた廿一口僧の法度に抵触するのでは問題が取り沙汰されたが、三宝院義賢の取りなしもあつて特例として認められた顛末が記される。深清は東寺僧であると同時に醍醐寺三宝院門跡にも仕えていたとみられ、法身院への頻繁な出入りも想像に難くない。

では、「少納言公房」はどのような人物が該当するのであろうか。前述したように、法身院における出来事ということをふまえるならば「少納言公房」は醍醐寺僧ということになろう。この公名のつく若年の僧に該当する人物としては、醍醐寺行樹院澄惠である可能性が考えられる<sup>19</sup>。澄惠は永享四年（一四三二）生まれである<sup>20</sup>。奥書が示す通り、文安二年段階で十六歳であれば永享二年生まれとなり、二年の誤差がある。深清の奥書は「七月頃」と記すことから、甚性と改名する文安三年までの間、ある程度時間が経過した段階で記したものと考えられる。こうしたことから、年齢の誤差も深清による記憶違いの可能性があるのでないかと現時点では考えておきたい。

以上、各々の特徴についてみてきた。奈文研本「仏」は奥書がみられなかつたものの、筆跡の比較によつて快玄筆であることが明らかとなつた。これにより、現存する『東宝記』では国宝本の次に古い写本であることが確定した。阿刀家本成立以前の『東宝記』書写のあり方を考える上で貴重な写本となろう。この他にも様々なことが判明した。例えば、巻子本である国宝本に対し、奈文研本「仏」は袋綴の山折り部分の行間の余白が大きく取られていることから、最初から冊子として製作されていたことがうかがえた。また、「八

大菩薩名号異説事」にみえる追記について、奈文研本「仏」では「快玄私記之」とあるのに対し、西尾市岩瀬文庫本『東宝記』第一之二では「裏書云」と記していることから、快玄の追記を裏書に記した写本も後に作成されていたことが想定された。このように奈文研本「仏」には、『東宝記』諸本の成立過程を考える上で様々な情報が詰まっている。

奈文研本「僧」についても、深清と醍醐寺周辺とのつながりがうかがえる史料として重要であった。本史料と似たようなものとして、文安四年に醍醐寺中性院賢松が甚清（深清）<sup>(2)</sup> 所有の『開心抄』を書写している事例がある。こうしたことから、東寺・醍醐寺両寺と関係をもつ深清（甚清）を介し、東寺で用いられていた記録や聖教などが醍醐寺へ拡散していく状況があつたとみられる。これらの事例をふまえるならば、『東宝記』諸本に覚寿の奥書が数多く見られる状況も、覚寿が東寺僧・醍醐寺僧を兼帶していたことに伴つて拡散したとみることができよう。このように諸寺にまたがつて活動した僧侶らによつて、『東宝記』などの東寺由来の記録や聖教が拡散していくという当該期の状況があつたと考えられる。本稿で紹介した史料は、今後東寺由来の記録や聖教の伝来を考える上で極めて重要なものとなつてくるであろう。

## 註

- (1) 『東宝記』成立の概要是、山本信吉「東寶記概説」（東宝記刊行会編『国宝東宝記原本影印』卷一～四）東京美術、一九八二年）参照。
- (2) 貫井裕恵「中世東寺における寺誌の利用と継承－『東宝記』を中心に」（早稲田大学大学院文学研究科紀要（第4分冊）五九号、二〇一四年）

に掲載される「表一『東宝記』伝本一覧（稿）」参照。奥書の年号だけでみると、永享十一年書写的阿刀家本、嘉吉元年の覚寿による書写された諸本に続き、三番目に古い写本となる。ただし、後述するように奈良文化財研究所所蔵『東宝記』仏宝中の成立は応永二十七年以前であることから、実際は四番目となる。

- (3) 前註（1）および田中省造「『東宝記』の編纂過程」（『藝林』三一、一九八二年）参照。

- (4) 東寺宝物館編『東寺と「東宝記」－東寺ルネッサンス－』（東寺宝物館、一九九六年）、前註（2）貫井論文参照。なお、阿刀家本は東寺執行を代々つとめた阿刀家に伝来し、現在は京都国立博物館の所蔵となつてている。

- (5) 前註（2）貫井論文および貫井裕恵「東寺執行阿刀家とその伝来史料について」（『東京大学史料編纂所研究成果報告』2022-8日本中近世寺社（記録）論の構築、二〇一三年）参照。

- (6) 前註（2）貫井論文掲載の表一参照。

- (7) 『東寺文書』丙号外二一。

- (8) 柳田良洪「中世東寺教学の展開」（『続真言密教成立過程の研究』山喜房仏書林、一九七九年）。

- (9) 宝輪院宗承については、黒川直則「中世東寺における文書の管理と保存」（安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、一九九六年）、同「宝輪院宗承の事蹟」（第三期第六回東寺文書研究会報告、二〇〇二年）、堀川康史・三輪眞嗣「史料紹介 延文五年桂宮院伝法灌頂私記・同紙背文書」（『東京大学史料編纂所研究紀要』三三一、二〇二二年）を参照。

- (10) 上島有「筆跡研究をめぐる一・三の問題点」（『古文書研究』六一、二〇〇六年）。

- (11) 高橋敏子「史料紹介 宝泉院快玄日記」（『東京大学史料編纂所研究成果報告』2022-8日本中近世寺社（記録）論の構築、二〇一三年）参照。

- (12) 「東寺文書」追加之部三。また、本稿中に掲載している図4-b・図5-b・図6-bの画像については、『東寺百合文書』WEB（URL:https://

hyakugo.pref.kyoto.lg.jp/contents/detail.php?id=29681) をフレームへグし

たものを使用した。なお、「廿一〇年預記」の性格や内容については、富

田正弘「中世東寺における法の制定と編纂—法式と引付の整備—」(『資

料館紀要』一六、一九八八年) を参照されたい。

(13) 前註(10)および湯山賢一編『文化財と古文書学 筆跡論』(勉誠出版、

一〇〇九年)、宮崎肇「歴史的文書分析の視点をめぐって」(高田智和・

馬場基・横山詔一編『漢字字体史研究二』、勉誠出版、一〇一六年)などを参照されたい。

(14) 和田幸大「古文書の筆跡の特徴のとらえ方と比較の着眼点について—吉田定房と万里小路宣房の筆跡を中心にして」(『東京大学史料編纂所研究紀要』一八、一〇〇八年)。

(15) なお、図5で用いた文字の概形比較について、どのような手法であるのか説明しておく。前註(14)の和田氏論文によれば、字形を比較する際に文字の周囲を囲み、文字の詳細な形を読み解こうとする手法として示されている。これによって文字の輪郭を形として捉えることができ、その形に法則性があるかどうか、筆跡の特徴として読み解くことが可能となる。

(16) 図5でみた文字の概形の特徴については宮崎肇氏より「教示を得た。

(17) 前註(4)参照。

(18) 富田正弘「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造(付 寺僧一覧・諸職補任・索引)」(『資料館紀要』八、一九八〇年)参照。

(19) この点については馬田綾子氏よりご教示を得た。澄恵自筆本を書写した普通寺藏『文明記』においても、自身を「少納言大僧都」と記している箇所があることから、「少納言公」の公名を名乗っていた可能性は非常に高いとみられる。

(20) 『五八代記』澄恵の項目。

(21) 『開心抄』下巻奥書(「醍醐寺文書」二七四函五号)。

### 三 翻刻

#### 〔凡例〕

翻刻にあたっての凡例は以下の通りである。

一、翻刻文の字体については、基本的には原文に使用されている字体を採用しているが、判断できなかつたものについては現用字体とした。

一、翻刻文には新たに読点(・)と並例点(・)を付した。

一、改行は原本とおりとした。

一、朱点および朱書については赤色で表現した。

一、虫喰等の欠損により判読不明の箇所については、字数がわかる場合は□、字数不明の場合は――で示した。

一、抹消・改竄の場合、字画が明らかな箇所については基本的に左傍に△を付した。また、重ね書きで訂正している箇所については□の傍注を用いた。「×」内に訂正前の原字を入れて右傍に示し、訂正後の文字の左傍に「・」を付した。

一、本文中の校訂注は□で、説明注は( )で示した。

一、本文以外の文字は「」を用いて区別し、( )を用いて位置を示す傍注を付した。

一、丁の変わり目については、紙数と表(オ)・裏(ウ)を行頭に示した。



印大僧都、任長者<sup>一</sup>、加良深<sup>上</sup>、寺務良深深懷忿怒、

捨御修法<sup>二</sup>道具等<sup>ヲ</sup>、夜中<sup>ニ</sup>還石山住室<sup>ニ</sup>畢、同年

潤四月十八日行禪權少僧都加<sup>三</sup>任二長者、仍良深退為三長者<sup>一</sup>遂、承暦元年八月廿四日入滅訖、

一、寺務再任例付无官人任寺務初例

後一條院治安元年十二月廿九日、深覺僧正任寺務<sup>同日轉、</sup>大僧正<sup>長元四年十二月廿六日</sup><sub>年至今年經九ヶ年</sub>、辭大僧正<sup>七十一</sup>、以弟子

深觀內供、直令任權少僧都、記云、綱所并東寺執行雖

不載辭狀<sup>ニ</sup>、前<sup>ミ</sup>无官人不居此等職<sup>等</sup>、仍有<sup>レ</sup>勅被止<sup>レ</sup>兩

執行<sup>一</sup>同日<sup>長元四十二年廿六</sup>仁海權少僧都深覺替<sup>一</sup>任寺務<sup>同日轉權、</sup>大僧都<sup>長</sup>

元六年十二月廿二日深覺前大僧正<sup>復</sup>任長者并法務、

无官人帶此等職事未曾有例也、此時仁海退為<sup>一</sup>

長者、記云、前大僧正深覺、去長元四年辭退大僧正之刻、

被止綱所并寺務、仁海兩事執行、而前大僧正再三依

被執申、復任兩事<sup>云</sup>、寺務再任并无官人執務之初

例也、後朱雀院御代長久四年九月十四日、深覺入滅

至今年經十一ヶ年<sup>年八十九自長元六年、</sup>以後仁海僧正寺務再任第二度例也、

永承元年五月十六日、仁海入滅<sup>年九十六自長久四年、</sup>近衛院

久安元年十月廿六日、寬信權大僧都任寺務、同六年一

月七日、依高野御室孔雀經法賞御議、二長者實遍權

大僧都叙法印、進轉寺務<sup>一</sup>、寬信退為二長者<sup>一</sup>、同院仁

平三年、寬遍衣服暇、寬信勤後七日御修法<sup>一</sup>、正月十四日

夜仰加持香水<sup>ヲ</sup>、可被叙法印之由、奏聞、之依及御

願遲<sup>ミ</sup>急速有勅許<sup>一</sup>、即加寬遍上<sup>ニ</sup>、如元寺務、是

第三度例也、

(4 オ)

(4 オ)

(5 ウ)

(6 オ)

一、不絆末長者直寺務始

仁明天皇承和十四年十一月日真紹<sup>權</sup>。律師加任二長者

于時<sup>ニ</sup>長者<sup>一</sup>、貞觀二年真濟卒後、真雅大僧都直

任一長者<sup>一</sup>、自承和十四年至貞觀二年經十四年、

然者真紹雖為任日上薦、真雅依為官位上<sup>一</sup>、超真紹直

寺務以之<sup>ニ</sup>為始<sup>一</sup>矣、

一、超上首任長者始

承和十四年十一月日真紹權律師超上薦道雄權

律師<sup>始終不、</sup>任長者<sup>一</sup>、加<sup>ニ</sup>任二長者<sup>一</sup>矣、

一、末長者内超上首極官任寺務例

後深草院宝治元年一長者良惠前大僧正、二長

者實賢僧正<sup>十二月廿二日還補長者依薦</sup>、三長者行遍僧正<sup>次為第二去仁治二年十月七日轉正</sup>

元年加任仁治<sup>二年</sup>、四長者定親法印前大僧都、翌年<sup>寶治四年</sup>轉正<sup>二</sup>、

三月日良惠辭退<sup>寺</sup>務、三月廿八日行遍超實賢<sup>ヲ</sup>一

(5 オ)

(6ウ)

轉大二、即寺務十二月〔日〕高野与傳法院合戰之間、潤十二月廿九日被止寺務一、實賢僧正任寺務了、如此之例古今雖多其例一、實賢・行遍相論及都鄙沙汰之間、別住之而已、

一、以自解加任長者始

後一条院萬壽四年延尋權律師濟信受法、  
満丁資、八月

十四日以自解加任四長者、先ニ依上藪長者之舉ニ被補之二、今度自解之初也、

一、僧中輦車牛車東長始蒙宣旨

(7オ) 清和天皇貞觀六年二月十六日寺務真雅僧正、

乘輦車可出入公門之由、宣下、是僧中

輦車之初也、後一条院寛仁四年三月日二月廿七日、

寺務濟信大僧正蒙牛車宣、是僧中牛車之初也、

一、法務

長者補任云、貞觀十四年長者真雅僧正、三月十四日任法務、東寺法務之初、同日興福寺延壽大威儀師任權法務、二人雙例以之為始、凡真雅以前法務五代也、皆南京人也、最初觀勒〔初歟〕推古天皇〔卅二年任〕、其後鑒真・行信・慈訓・護命卒後、法務中絕卅七年也、然今

度改云、

或記云、僧正觀勒〔推古天皇卅二年兼任僧正并法務〕、律行信〔天平十七年兼任。律師并法務〕、

大僧都鑒真〔天平勝宝八五廿四兼〕、已上五人真雅僧正以前

法務也、但未定置正權官之上、任日不詳歟、將又皆不

被置綱所以前也、仍以真雅・延壽為始云、此內於護命者依大師御上表為法務〔子細見、  
補任云〕、

(8オ) 又或記云、貞觀十四年三月十四日真雅為法務、或云、大唐不空三藏任此職綱務、大師入唐歸朝之後、准彼例經〔于時任權法務初例并付法務斷絕例并付法務初例〕奏聞、被鑄造所印鑑、依無其仁所官納也、而真雅奏聞申出印鑑今所補也、依之執印法務、私云、真雅僧正貞觀十四年三月十四日任法務、

同日南京延壽大威儀師補權法務、被定正權〔二并正權相雙初例也〕

一、東寺正權法務相雙初〔于時任權法務初例并付法務斷絕例并付法務初例〕或記云、

寛平三年真然僧正九月十一日卒後、益信僧正〔于時任權律師〕寺務、同六年十二月廿九日兼法務〔于時任權法務初例〕、東寺

同時權正法務相雙例、以之一為始一、貞觀寺僧正去元慶三年入滅後、經十五ヶ年〔此兩人任此云〕、

私云、元慶三年正月三日真雅入滅後、宗叡僧正

寺務、同八年三月廿六日宗叡卒後、真然僧正〔于時任權少僧都〕寺務、以上宗叡・真然兩僧正雖任寺務、

不兼法務一益信・聖寶始任之一、是東寺權・正相

雙初例也、

延喜六年三月七日益信卒後、聖寶僧正寺務・

法務如元一、然者權法務歟、重宣下正法務之所見

无之、可尋決之一、延喜九年六月聖寶依病

辭諸職二、七月六日卒後、觀賢僧正〔于時任權少僧都〕寺務、

同十二年五月十五日兼法務、同日禪安律師〔非長者〕

任權法務、東寺二人相雙第二度例也、延長三年六月十一日觀賢入滅後、延徹權律師寺務、

同八月九日兼法務、同六年十二月十三日延倣卒、

後済高・貞崇・泰舜以上三代寺務之間、不

兼法務<sup>一</sup>、天暦三年十二月三日泰舜卒後、寛空

僧正<sup>于時權</sup>寺務、同十年十二月廿九日兼法務、

天台延昌同日任權法務、去延長六年延倣

僧都卒去後経廿八ヶ年、於寛空以後二者

法務不斷<sup>云々</sup>、但延久四年九月晦日長信僧正

卒後、成尊・良深寺務二代三ヶ年間、法務

斷絶、承保二年信覺寺務時任之、又康和二季

十月六日定賢卒後、十月廿一日以後賴觀權大

僧都寺務、同三年四月去寺務、経範為二長者

叙法印<sup>一</sup>、加賴觀上<sup>二</sup>故也、賴觀寺務間不兼法

務<sup>一</sup>、経範寺務時、康和三年八月八日兼法務、

祈雨孔雀経法賞<sup>云々</sup>、又仁平三年三月七日寛

信入滅後、寛遍還任寺務<sup>一</sup>、自仁平三年至保

元二季四ヶ年間、寛遍不兼法務<sup>一</sup>、保元、年

正月十一日始兼法務、其以後無断絶歟、

### 一、寺務不兼法務末長者兼之例

或記云、延長三年延倣權律師、六月十七日被宣下  
寺務、八月九日兼法務、觀宿律師八月十日加長者、  
超延倣寺務、延倣退為二長者<sup>一</sup>、経四ヶ年、其間觀  
宿雖為寺務<sup>一</sup>、不兼法務、延倣為二長者<sup>〔兼〕</sup>之、天祿二  
季寛空僧正辭諸職之後、救世少僧都寺務、寛忠  
權少僧都<sup>于時三長者</sup>今年兼法務、寛空辭退替歟、天延

(10ウ)

(9ウ)

元年救世僧都入滅後、寛靜權少僧都寺務、寛忠  
于時<sup>二</sup>猶兼法務<sup>但寛忠所任スル權正、</sup>長承二年十月五日定海  
長者<sup>猶兼法務不分明可決之</sup>、  
于時法印<sup>權</sup>大僧都<sup>還補長者、依蘄次</sup>為一長者、信證<sup>于時法印<sup>權</sup>退</sup>  
為二長者<sup>一</sup>、雖然猶兼法務、翌年<sup>三</sup>七月四日信證<sup>辭</sup>  
諸職、<sup>總字也</sup>內物法務者可用覶之由被仰下<sup>一</sup>、同日定海任之、  
久安二年寛信權大僧都寺務、正月十三日兼法務、

同六年寛遍權大僧都二月七日依叙法印寛信  
退為二長者寛遍雖為寺務不兼法務寛信猶如

元兼之<sup>云々</sup>、

### 一、權法務相雙例

或記云、同時法務三人例、大僧正良源僧正・寛朝

權大僧都・元果<sup>已上三人</sup>・永觀二年例

私<sup>云</sup>、大僧正良源、天元四年八月十六日任權法務、

永觀二年六月廿六日元果權少僧都任權法務、

自天元四年至永觀二年経四ヶ年、此時東寺

長者寛朝兼正法務、同時三人者是也、又德治

二年十一月十四日法印權大僧都相助任權法務、

翌年後宇多院御灌頂時、山門雲雅法印

權大僧都被召威儀僧之刻、不被補法務者、難

參仕之由堅申子細、仍正月廿二日任權法務、同廿六日

御灌頂時、為威儀僧一蘄勤御草鞋役<sup>了</sup>、

又權大僧都信助元亨三年四月廿七日任權法務、

其後聖尊・顯助・尊雲・良覺相續任權法務、  
其時信助猶為當職、相雙例大概如斯、

一、法務中絕初例

(12オ)

(11ウ)

勘例抄云  
保元、年正月十一日以法印權大僧都寬遍補法務

于時東寺、寬信法務入滅之後、曆四ヶ年所被補也、以真

雅僧正自被補執印法務以來、正法務如此中絕、未

曾有事歟云々、

## 一、物法務次第

入道二品親王覺性号紫金臺寺御室  
仁安二年十二月十一日 六條院御宇

二品法親王守覺北院  
建久六年二月廿四日

二品法親王道法  
後高野三

入道二品親王道助  
建保七年二月九日

二品法親王道深  
金剛定院三

入道二品親王性助  
後中御室  
正嘉二年十二月廿九日

入道二品親王性仁  
高雄三

入道二品親王深性  
雖被奪仁和寺等寺務終不号御室早世  
永仁五年十月十八日

入道二品親王寬性  
常瑜伽院三

入道二品親王嘉元三年五月九日

入道二品親王法守  
當御室  
建武四年三月十七日

次可尋書之

(13才)  
一、凡僧別當初例少別當凡僧別當一職歟  
可尋之

太政官符治部省

傳燈大法師真紹

東大寺

右定東寺少別當、

傳燈大法師真紹

東大寺

右定神護寺別當少僧都伝燈大法師位實

惠之替、

以前被中納言從三位兼行左兵衛督陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣傳、奉勅宜依件定者、省宜承知、依宣行之符到奉行、

參議右大弁從四位上和氣朝臣 左大史正六位上善世宿祢

長者次第二云、承和七年十二月五日、真紹補東寺小別當

私云、承和七年實惠僧都寺務之時、真紹于時在官、  
符云々

小別當真濟為神護寺別、當二通官符載之

春孝大法師為最初凡僧別當、其後峯敷命

濟

携、觀賢・世指等次第補任凡僧、為其人令修治寺

家、年紀既尚、然覺源僧正于時大  
寺務之時、別僧都

賴命阿闍梨天喜三年六月十六日叙法橋、依寺家

能治之感、不及改補沙汰、及康平元年、乍帶職

卒去了、是綱維人帶此職初也、其後勝覺僧正

寺務之時、兼覺阿闍梨房号相承為別當、此人及大治五年、

令叙法橋之後、猶令居別當職了、其後禎喜僧正

寺務之時、禪壽律師補任了、自余以降僧綱補

任連綿不絕、往古昇綱維之輩令退却、故

号凡僧別當於、長者必選補僧綱成立人、故對

彼立此稱也、又往古之儀、長者雖遷任於凡僧別當

者不及改補沙汰、寬信法務・寺務之時、被改此儀、

退覺雅阿闍梨定海、弟子久安二年令挾補門弟明海

已講了、自其以來令補寺務門弟也、寬遍僧正

寺務之時、弟子兼蒙阿闍梨補別當職、然禎

喜僧正寺務之時、兼蒙猶可帶別當職之由、

雖申入仙院、禱喜僧正訴改之、仁安元年補禪寺了、

一、  
凡僧別當符案  
太政官牒 東寺

應補任凡僧別當職事

阿闍梨傳燈大法師位性兼

(15才) 右得彼寺所司等今日奏狀稱、謹檢案內、凡僧別當職、者撰器量之者所舉補也、而性兼久學道法、尤足採用、挾補之處、旁當其任、望請天恩、准先例、

以件性兼被補凡僧別當職、將令勤仕恒例御願

者、正三位行權中納言藤原朝臣親經宣奉、勅依請者、寺宜承知、依宣行之、牒到准狀、故牒、

建永元季五月廿九日 左大史小楨宿林牒

左中弁藤原

一、東寺俗別當初例

請レ令三東寺俗別當二校真言雜事一

右沙門名奏聞、道依人一昌、人依道一昇、內

外相持、方有長隆、然今雖レ云三東寺神護金剛

峯等寺有俗別當一而但主造作之事一、不檢校真

言宗之事一、至レ如二延暦寺一、不經省察一、別當全行

天台宗之事一、謹案大政官去弘仁十四年二月廿六日

置比叡山寺別當二符稱、一事已上宜レ申二別當一者、

又同年十月十日符稱、真言宗僧伍拾人、自今以後

住東寺一、莫令他宗僧雜住一者、望請。真言宗得度

講讀修法等雜事、准延暦寺之例一、令三東寺

俗別當同加二檢校一、傳法闍梨當時為法領二者、

先當簡定經俗別當一請用處分一如延暦寺

(16才)

不殊一、謹請 天裁一、如天恩免許、請宣付所司一、  
承和五年九月 日

太政官符治部省

應令東寺俗別當處置真言宗雜事准

延暦寺事

右得律師傳燈大法師位實惠牒狀稱、道依人感、人依道昇、內外相持、方有長隆、而今東寺神護金剛峯等寺、雖有別當而唯主造作之事、不預

真言之宗、至如延暦寺別當、全行天台宗之事、件宗得度及任諸國講讀師等、令當時傳法阿闍梨承宗柄者、商量簡定、而後舉申別當其處置

之事、准延暦寺別當、謹請處分者、被權中納言

從三位兼行左兵衛督陸奧出羽按察使藤原朝臣良房宣稱、奉勅依請者、宜承知、符到奉行

承和六年四月十一日 左大史正六位上山直

定額僧

一、五十人定額付當寺常住并所學目錄

太政官符治部省安然教義第二云次有真言僧都上奏真言宗三藏流行天下其官符文載貞觀格元詮

真言宗僧伍拾人

右被右大臣宣稱、奉勅件宗僧等、自今以後

令住東寺一、其宗學者一依二大毘盧遮那金剛頂等二

百卷經、蘇悉地蘇婆呼根本部等一百七十二卷律、金

剛頂發菩提心釈廣訶衍等十一卷論等錄在別經律論目、若

僧有闕者、以下受二學一尊法一有次第功業二僧上補之、若

无レ僧者、令二傳法阿闍梨一臨時度補之、道是密教莫

(17才)

(15才)

右得彼寺所司等今日奏狀稱、謹檢案內、凡僧別當職、者撰器量之者所舉補也、而性兼久學道法、尤足採用、挾補之處、旁當其任、望請天恩、准先例、

以件性兼被補凡僧別當職、將令勤仕恒例御願

者、正三位行權中納言藤原朝臣親經宣奉、勅依請者、寺宜承知、依宣行之、牒到准狀、故牒、

建永元季五月廿九日 左大史小楨宿林牒

左中弁藤原

一、東寺俗別當初例

請レ令三東寺俗別當二校真言雜事一

右沙門名奏聞、道依人一昌、人依道一昇、內

外相持、方有長隆、然今雖レ云三東寺神護金剛

峯等寺有俗別當一而但主造作之事一、不檢校真

言宗之事一、至レ如二延暦寺一、不經省察一、別當全行

天台宗之事一、謹案大政官去弘仁十四年二月廿六日

置比叡山寺別當二符稱、一事已上宜レ申二別當一者、

又同年十月十日符稱、真言宗僧伍拾人、自今以後

住東寺一、莫令他宗僧雜住一者、望請。真言宗得度

講讀修法等雜事、准延暦寺之例一、令三東寺

俗別當同加二檢校一、傳法闍梨當時為法領二者、

先當簡定經俗別當一請用處分一如延暦寺

(16才)

(15才)

右得彼寺所司等今日奏狀稱、謹檢案內、凡僧別當職、者撰器量之者所舉補也、而性兼久學道法、尤足採用、挾補之處、旁當其任、望請天恩、准先例、

以件性兼被補凡僧別當職、將令勤仕恒例御願

者、正三位行權中納言藤原朝臣親經宣奉、勅依請者、寺宜承知、依宣行之、牒到准狀、故牒、

建永元季五月廿九日 左大史小楨宿林牒

左中弁藤原

一、東寺俗別當初例

請レ令三東寺俗別當二校真言雜事一

右沙門名奏聞、道依人一昌、人依道一昇、內

外相持、方有長隆、然今雖レ云三東寺神護金剛

峯等寺有俗別當一而但主造作之事一、不檢校真

言宗之事一、至レ如二延暦寺一、不經省察一、別當全行

天台宗之事一、謹案大政官去弘仁十四年二月廿六日

置比叡山寺別當二符稱、一事已上宜レ申二別當一者、

又同年十月十日符稱、真言宗僧伍拾人、自今以後

住東寺一、莫令他宗僧雜住一者、望請。真言宗得度

講讀修法等雜事、准延暦寺之例一、令三東寺

俗別當同加二檢校一、傳法闍梨當時為法領二者、

先當簡定經俗別當一請用處分一如延暦寺

(16才)

(15才)

右得彼寺所司等今日奏狀稱、謹檢案內、凡僧別當職、者撰器量之者所舉補也、而性兼久學道法、尤足採用、挾補之處、旁當其任、望請天恩、准先例、

以件性兼被補凡僧別當職、將令勤仕恒例御願

者、正三位行權中納言藤原朝臣親經宣奉、勅依請者、寺宜承知、依宣行之、牒到准狀、故牒、

建永元季五月廿九日 左大史小楨宿林牒

左中弁藤原

一、東寺俗別當初例

請レ令三東寺俗別當二校真言雜事一

右沙門名奏聞、道依人一昌、人依道一昇、內

外相持、方有長隆、然今雖レ云三東寺神護金剛

峯等寺有俗別當一而但主造作之事一、不檢校真

言宗之事一、至レ如二延暦寺一、不經省察一、別當全行

天台宗之事一、謹案大政官去弘仁十四年二月廿六日

置比叡山寺別當二符稱、一事已上宜レ申二別當一者、

又同年十月十日符稱、真言宗僧伍拾人、自今以後

住東寺一、莫令他宗僧雜住一者、望請。真言宗得度

講讀修法等雜事、准延暦寺之例一、令三東寺

俗別當同加二檢校一、傳法闍梨當時為法領二者、

先當簡定經俗別當一請用處分一如延暦寺

(16才)

(15才)

右得彼寺所司等今日奏狀稱、謹檢案內、凡僧別當職、者撰器量之者所舉補也、而性兼久學道法、尤足採用、挾補之處、旁當其任、望請天恩、准先例、

以件性兼被補凡僧別當職、將令勤仕恒例御願

者、正三位行權中納言藤原朝臣親經宣奉、勅依請者、寺宜承知、依宣行之、牒到准狀、故牒、

建永元季五月廿九日 左大史小楨宿林牒

左中弁藤原

一、東寺俗別當初例

請レ令三東寺俗別當二校真言雜事一

右沙門名奏聞、道依人一昌、人依道一昇、內

外相持、方有長隆、然今雖レ云三東寺神護金剛

峯等寺有俗別當一而但主造作之事一、不檢校真

言宗之事一、至レ如二延暦寺一、不經省察一、別當全行

天台宗之事一、謹案大政官去弘仁十四年二月廿六日

置比叡山寺別當二符稱、一事已上宜レ申二別當一者、

又同年十月十日符稱、真言宗僧伍拾人、自今以後

住東寺一、莫令他宗僧雜住一者、望請。真言宗得度

講讀修法等雜事、准延暦寺之例一、令三東寺

俗別當同加二檢校一、傳法闍梨當時為法領二者、

先當簡定經俗別當一請用處分一如延暦寺

(16才)

(15才)

右得彼寺所司等今日奏狀稱、謹檢案內、凡僧別當職、者撰器量之者所舉補也、而性兼久學道法、尤足採用、挾補之處、旁當其任、望請天恩、准先例、

以件性兼被補凡僧別當職、將令勤仕恒例御願

者、正三位行權中納言藤原朝臣親經宣奉、勅依請者、寺宜承知、依宣行之、牒到准狀、故牒、

建永元季五月廿九日 左大史小楨宿林牒

左中弁藤原

一、東寺俗別當初例

請レ令三東寺俗別當二校真言雜事一

右沙門名奏聞、道依人一昌、人依道一昇、內

外相持、方有長隆、然今雖レ云三東寺神護金剛

峯等寺有俗別當一而但主造作之事一、不檢校真

言宗之事一、至レ如二延暦寺一、不經省察一、別當全行

天台宗之事一、謹案大政官去弘仁十四年二月廿六日

置比叡山寺別當二符稱、一事已上宜レ申二別當一者、

又同年十月十日符稱、真言宗僧伍拾人、自今以後

住東寺一、莫令他宗僧雜住一者、望請。真言宗得度

講讀修法等雜事、准延暦寺之例一、令三東寺

俗別當同加二檢校一、傳法闍梨當時為法領二者、

先當簡定經俗別當一請用處分一如延暦寺

(16才)

(15才)

右得彼寺所司等今日奏狀稱、謹檢案內、凡僧別當職、者撰器量之者所舉補也、而性兼久學道法、尤足採用、挾補之處、旁當其任、望請天恩、准先例、

以件性兼被補凡僧別當職、將令勤仕恒例御願

者、正三位行權中納言藤原朝臣親經宣奉、勅依請者、寺宜承知、依宣行之、牒到准狀、故牒、

建永元季五月廿九日 左大史小楨宿林牒

左中弁藤原

一、東寺俗別當初例

請レ令三東寺俗別當二校真言雜事一

右沙門名奏聞、道依人一昌、人依道一昇、內

外相持、方有長隆、然今雖レ云三東寺神護金剛

峯等寺有俗別當一而但主造作之事一、不檢校真

言宗之事一、至レ如二延暦寺一、不經省察一、別當全行

天台宗之事一、謹案大政官去弘仁十四年二月廿六日

置比叡山寺別當二符稱、一事已上宜レ申二別當一者、

又同年十月十日符稱、真言宗僧伍拾人、自今以後

住東寺一、莫令他宗僧雜住一者、望請。真言宗得度

講讀修法等雜事、准延暦寺之例一、令三東寺

俗別當同加二檢校一、傳法闍梨當時為法領二者、

先當簡定經俗別當一請用處分一如延暦寺

(16才)

(15才)

右得彼寺所司等今日奏狀稱、謹檢案內、凡僧別當職、者撰器量之者所舉補也、而性兼久學道法、尤足採用、挾補之處、旁當其任、望請天恩、准先例、

以件性兼被補凡僧別當職、將令勤仕恒例御願

者、正三位行權中納言藤原朝臣親經宣奉、勅依請者、寺宜承知、依宣行之、牒到准狀、故牒、

建永元季五月廿九日 左大史小楨宿林牒

左中弁藤原

一、東寺俗別當初例

請レ令三東寺俗別當二校真言雜事一

右沙門名奏聞、道依人一昌、人依道一昇、內

外相持、方有長隆、然今雖レ云三東寺神護金剛

峯等寺有俗別當一而但主造作之事一、不檢校真

言宗之事一、至レ如二延暦寺一、不經省察一、別當全行

天台宗之事一、謹案大政官去弘仁十四年二月廿六日

置比叡山寺別當二符稱、一事已上宜レ申二別當一者、

又同年十月十日符稱、真言宗僧伍拾人、自今以後

住東寺一、莫令他宗僧雜住一者、望請。真言宗得度

講讀修法等雜事、准延暦寺之例一、令三東寺

俗別當同加二檢校一、傳法闍梨當時為法領二者、

先當簡定經俗別當一請用處分一如延暦寺

(16才)

(15才)

右得彼寺所司等今日奏狀稱、謹檢案內、凡僧別當職、者撰器量之者所舉補也、而性兼久學道法、尤足採用、挾補之處、旁當其任、望請天恩、准先例、

以件性兼被補凡僧別當職、將令勤仕恒例御願

者、正三位行權中納言藤原朝臣親經宣奉、勅依請者、寺宜承知、依宣行之、牒到准狀、故牒、

建永元季五月廿九日 左大史小楨宿林牒

左中弁藤原

一、東寺俗別當初例

請レ令三東寺俗別當二校真言雜事一

右沙門名奏聞、道依人一昌、人依道一昇、內

外相持、方有長隆、然今雖レ云三東寺神護金剛

峯等寺有俗別當一而但主造作之事一、不檢校真

言宗之事一、至レ如二延暦寺一、不經省察一、別當全行

天台宗之事一、謹案大政官去弘仁十四年二月廿六日

置比叡山寺別當二符稱、一事已上宜レ申二別當一者、

又同年十月十日符稱、真言宗僧伍拾人、自今以後

住東寺一、莫令他宗僧雜住一者、望請。真言宗得度

講讀修法等雜事、准延暦寺之例一、令三東寺

俗別當同加二檢校一、傳法闍梨當時為法領二者、

先當簡定經俗別當一請用處分一如延暦寺

(16才)

(15才)

レ令<sup>二</sup>他宗僧雜住<sup>一</sup>者、宜承知、依宣行之、立為恒例、符到奉行、

參議從四位下守右大弁勲六等伴宿祢國道從七位守左少史美努連清庭

弘仁十四季十月十日

私云、五十人定額僧常住當寺、可專鑽仰之由、

弘仁以來、天長二季<sup>安居</sup>承和元季<sup>三綱</sup>同一

年正月廿二三日<sup>度者</sup>、度<sup>ミ</sup>官符明鏡也、弘仁符

所載<sup>ト</sup>目錄者、現行流布之經律論三學錄

(18オ)  
是也、而如當時者、不滿五十口<sup>二</sup>數<sup>一</sup>不及三學修練<sup>二</sup>、  
適稽古之輩、雖兼供僧學衆等職、散在于<sup>〔後筆〕</sup>  
「嚴<sup>ニ</sup>」他寺<sup>ニ</sup>、失高祖本意<sup>一</sup>、皆嚴重悟<sup>ノミ</sup>或者也、  
格式

一、五十僧料所

續日本記第四云、承和二年春正月、大僧都傳燈  
大法師位空<sup>〔海〕</sup>一奏曰、依弘仁十四年詔<sup>二</sup>、欲真言宗

僧五十人住東寺<sup>一</sup>修中三密門上、今堂舍已建<sup>〔レトモ〕</sup>、修講  
未創<sup>ハシマラクハカツク</sup>一願且<sup>サキル</sup>所<sup>ニ</sup>三割<sup>二</sup>入東寺<sup>一</sup>、官家功德料封千戶之

内<sup>スヨ</sup>二百戶<sup>〔甲斐五十戶〕</sup>下總五十戶<sup>〔乙〕</sup>以宛僧供、為國家薰、修利濟人天<sup>一</sup>  
許之<sup>二</sup>云<sup>云</sup>濟還僧都署付法、  
〔云云傳同載此文〕

私云、甲斐下總兩國戶、今不知其在所<sup>一</sup>、一戶分土貢、

禪覺僧都記云、封戶事、兵部卿入道云、封戶何烟

國<sup>ニテ</sup>隨有差、但證同事也、以四石<sup>ハ</sup>為一烟、能米定

以八石<sup>ハ</sup>為一烟<sup>一</sup>、官米定也<sup>云</sup>、烟孝韻云、烟民<sup>一</sup>已、

此外弘仁三季施入之地、越前國高輿庄・蒜鳴庄  
攝津國垂水庄、伊勢國大國庄、以如此地一被宛五

(19オ)  
十僧止住料所<sup>ノ</sup>歟<sup>ニ</sup>、狹少但寺大料少之間、迄<sup>テ</sup>大師入定之斯<sup>一</sup>、被<sup>三</sup>奏<sup>ニ</sup>定廿四口<sup>二</sup>、雖然代<sup>ミ</sup>祖師任本官符<sup>一</sup>、漸<sup>ミ</sup>有興行之儀、其所<sup>ニ</sup>見在<sup>ニ</sup>次段<sup>一</sup>矣、

一、五十僧代<sup>ミ</sup>祖師漸<sup>ミ</sup>興行次第

太政官牒東寺

應加置寺家定額僧拾口事

(19ウ)  
右太政官今日下治部省符備、得權僧正法印大和尚位寬助今月十六日<sup>一</sup>、奏狀備<sup>ニ</sup>、謹檢舊貫、東寺供僧等、本官符所被載五十口<sup>一</sup>也、後被定廿四口<sup>一</sup>、所謂定額僧廿一人并三綱也、是則寺大料少故也、爰寬朝大僧正被申加阿闍梨八人、<sup>〔又カ〕</sup>成典僧正同申加阿闍梨八人、前後并四十人也、今寺家繁昌、密教興隆、增寺威儀、豈非此時乎、仍更

申加十人之定額僧、奉修万歲之御祈、然則滿住侶之本數、叶本官符之旨、望請天恩、被加置件十人之定額者、弥奉祈朝家泰平之御願者、正二位大納言兼民部卿太皇太后宮大夫源朝臣俊明宣、奉勅依勅請者、有<sup>〔省〕</sup>宜承知、依宣行之者、寺宜承知、牒到准狀、故牒、

(20オ)  
永久元年十一月十九日修理左宮城判官正五位下行左大史兼管博士播磨介小槻宿祢判牒

正四位下行權右弁藤原朝臣

太政官牒東寺

應加補定額僧拾口事

阿闍梨傳燈大法師位行<sup>〔年朔十貳〕</sup>真言宗  
磨介小槻宿祢判牒

、、、、、、、、兼成<sup>〔年五十七〕</sup>、、、、



德治二  
二月十二日

私云、嚴重、叡願、密教紹隆、殊貴所奉思一也、  
時縁之到、被其期雖難知、公家武家合力一同、  
レ志、急速可被遑<sup>果</sup>遂此御願之者歟、

一、廿一口定額僧

大師御記云、東寺定供僧廿四口、縁起第十三、夫以、  
件寺定供僧一、元注<sup>モトスルハ</sup>二官符<sup>二五十口</sup>今奏<sup>ニ</sup>定廿四口、<sup>〔口〕</sup>方今<sup>〔方今〕</sup>  
同<sup>ウカ、ウニ</sup>末代所有志<sup>ノヲ</sup>、本願聖靈元一庭速崩、未堪造<sup>〔畢〕</sup>、  
加以<sup>ナラス</sup>未入庄田正稅等<sup>ヲ</sup>、寺大料少、因以奏定、就<sup>テ</sup>レ中<sup>〔中〕</sup>  
廿一口修學練行者、三口即三綱<sup>〔造〕ニト</sup>治雜頭者也<sup>云ミ</sup>、

僧綱牒 東寺別當三綱

入寺法師等事

合二十四人

傳燈大法師	泰範	年六十	東大寺
大法師位	果隣	年七十一	東大寺
法師位	壽寵	年五十七	東大寺
法師位	智戒	年卅八	東大寺
法師位	真藏	年卅五	東大寺
法師位	真光	年六十二	弘福寺
法師位	真秀	年十二	東大寺
法師位	惠運	年廿二	東寺
滿位僧	春禎	年廿九	東大寺
滿位僧	淨行	年廿十	東大寺
滿位僧	惠等	年廿九	元興寺
滿位僧	東	〔大寺〕	東大寺

(24才)

(23ウ)

住位僧 真迪<sup>〔大〕卅五</sup> 東大<sup>〔寺〕</sup>  
住位僧 玄仁<sup>〔大〕卅二</sup> 元興寺  
住位僧 廣仁<sup>〔大〕卅九</sup> 法隆寺  
住位僧 安隆<sup>〔大〕廿五</sup> 東大寺

住位僧 真方<sup>〔大〕廿五</sup> 東大<sup>〔寺〕</sup>  
住位僧 化忠<sup>〔大〕廿九</sup>  
住位僧 載皎<sup>〔大〕廿四</sup>  
住位僧 載寶<sup>〔大〕廿六</sup>  
住位僧 統勢<sup>〔大〕卅二</sup>  
住位僧 惠峰<sup>〔大〕廿四</sup>  
住位僧 惠寂<sup>〔大〕廿一</sup>  
入位僧 满位僧

(25才)

(25ウ)

(24ウ)

已上八人未入寺

牒玄番寮今月二日牒備、省同月一日符備、太政  
官去三月十三日符備、被從二位行大納言兼皇太子  
傅藤原朝臣三守宣備、件法師等、宜改本寺入  
東寺、若有為學習向諸寺者、聽借住之者、仍下  
牒如件、寺宜承知、依件令住、故牒、

承和四年四月五日

從儀師願護

大僧都豊安

威儀師全雄

律師 善海

律師 實惠

右符案、以寬信法務自筆寫<sup>云ミ</sup>、

私云、廿四口供僧、大師御入定之期、雖及  
奏聞、未及仁躰補任歟、實惠僧都寺務之

時、正定其人機、創建講修、最初僧名如載

右、寬信法務記云、定額僧、弘仁十四年十月

十日格云、真言宗僧五十人令住東寺、若僧

有闕、隨受學次第補之、以承和元年十二月

廿四日以五十人之內、三人為三綱者、又同四年

四月五日、以廿四口為入寺僧者、以其內三人為三綱

合廿四人云々、又或記云、天長元季二月二日官符、五

十口、寺大無物、仍改定、承和三年五月九日定

廿一口云々、彼此兩記年紀相違可決之、廿四口

內於三綱者、司寺門造治等、於廿一口者、以修學

練行為其器、知法碩才相續居職、故諸國

講續多出衆中、然中古料庄沒倒寺

院追ヤレ歟零落之刻、僧徒散在失止住之計、仍累

代勤行、只有名無實、爰行遍大僧正深令

廻再興計略、後宇多院被加懲勸

以來人法漸以紹隆、

### 一、定額僧補任擧狀案

東寺

請被補任定額僧傳燈大法師某辭退替狀

傳燈大法師位某年真言宗東大寺

右定額僧傳燈大法師位某辭退之替、以件某

大法師可被補任之狀、言上如件、

別當大僧正

阿闍梨

(27才)

(26才)

(26才)

一、廿一口定額僧補任永宣旨阿闍梨事定額

定額僧傳燈大法師 謹解申請長者

大阿闍梨耶裁事書上

請被殊賜 鴻慈奏聞公家廿一口定額僧

(27才)

右謹案舊記、弘法大師去弘仁十四年勅給、東寺

始為真言道場以降、前被申置五十僧、後被改定廿一口其人也、則受兩部大法、練行四種護摩僧

若有闕、隨次第功業補之者、是則當朝根本密

教之初也、厥後天台山惣持院、因准東寺、申請

十六人阿闍梨、近代年來他宗寺々申置阿闍梨

已七十余人、爰受根本真言之預件職位、其員

非幾、抑定額僧等宗業學心屢仕三密之庭、

練行習身久疲五智之門矣、遙望此法雲江丁

之位、遠滯彼本覺圓明之月、重案事情、去承和十一年十一月十六日、檜尾大僧都被申立起請併、傳法

阿闍梨位、先奏公家、隨其勅答授与之、若有堪器者不限員數云々、近則香隆寺僧正被申聽題胡

大僧都并內供奉十禪師安歲等、遍照寺大僧正

申置八人阿闍梨之後、當任定額僧之中、安尊・仁

海・成典・尋情・先慶・賢壽等、皆為專寺阿闍梨、其外

康靜大法師、為五臺山阿闍梨、相壽・延尋為仁

和寺觀音院阿闍梨、殘十一人未預件職位、狀以廿口

定額僧、是江丁時持金剛衆也、皆捧祖師相傳之

道具、共向秘密傳法之壇場、若不預給件職位者、只

(28才)

(28才)

恐越法之、又歎為斷種之身、嗟乎某等戒行

請被特蒙 天裁因准傍例宮中真言院

定置阿闍梨二人勤仕御願狀

乏身、雖恥器於密教之機、理智具心任三法於円鏡  
之觀、薩埵心行未レ簡、凡聖、大日圓光豈謙、草木一  
哉、謹案本經文云、若有發卉心求入壇場者、不

擇是器非器云々、又於法不慳惜是三广耶之戒

也、當今初行一心似薩埵之因位、賴耶八葉、早備ソナウ

二

舍那牞性一者也、何況極理真如、无是器、无非器、本有金

剛、誰勇猛、誰莊弱、佛位遲速及成仏前後、勤

与不勤也、弟子等宿因時至輒頓證之道、機緣暗

催入難解之門、幾庶碩沐恩波於三密教海、酌

末流於五智瓶水而已、生涯大望當職之由、望請

垂 鴻慈、被奏聞 公家廿一口之定額僧、永被申

聽件阿闍梨位者、遠興大日如來深妙之道、近酬弘

法大師教授之德、今勤在狀謹候報哉、

小野僧正東寺灌頂御願記云、

(29ウ)

定額僧廿一口被任阿闍梨者、真言院及東寺

砌為嚴重也、而補阿闍梨職之後、皆辭供僧

職各籠居不叶寺役、此相違大師意本ノマニ、非公家

御本意、假令雖有辭退、召請有職者、如故

可令叶寺役、自今以後、雖云良家子孫、以非修

非學不信懈怠者不可補定額僧職、以修練

如行者、可補任矣云々、

一、廿一口內二人令補任真言院有職事  
大僧正法印大和尚位済信誠歎。惶誠恐謹言

(30オ)

(29オ)

勤修息災增益二種護摩并每月晦御念誦、

二季孔雀經 御修法等、既為恒例御願、敢

以无怠、凡安置佛像、所修密教、皆莫不鎮護

國家之至要、抑謹案傍例、勤修御願之處、

或置阿闍梨定、修僧令以勤其役者也、至于

當院勤修御願、其役繁多、定役修僧其員

既少、准唐國內道場青龍寺僧之例、以東寺

長者為大阿闍梨、以同定額牙為修僧与請

用之間、或叶本寺之役、或偁 公家之違、殆可闕

院家御願、望請殊蒙 天裁、東寺定額僧

之中、撰定練行密教之僧二人、被定置院家之

阿闍梨、令修二種之護摩、令勤万代之御願、

今勤事狀、謹請天裁、

(31オ)  
小野僧正記云  
治安二年五月廿八日大僧正法印大和尚位済信

私云、真言院春秋二季孔雀經御修法者、

円融院御願也、被安置一樑手半木像、綵  
色孔雀明王像一軀、佛僧供料百廿斛、近  
江國六十斛美作國六十斛云々、

或記云、寛弘六年正月廿五日、僧正雅慶、真

言院孔雀經法始行之云、

(31ウ) 一、延應以來供僧再興次第

阿闍梨仲嚴行營房瑜以上十五口但於講堂供僧者正中二年  
被渡塔之

正中三年三月十八日官符云、行遍僧正去延應

二季、歎御願之陵廢、致再興之負艱、始長

長日之行法、修每月之影供至、後深草院御代

建長四季被配置十五口供僧、於金堂・講堂

食堂・シ丁院・西院等、各修行法、于時、勅使參

議平惟忠卿、擺苔徑而傳シ觀旨於鎮護之場

淨侶刷羅襟、而鎊法會於秘室之壇、其後為

龜山院、勅願、文永季中被置三口供僧、於

鎮守シ被修本地法樂於長日、又於三長齋月二轉二

讀取勝王經、何況後宇多院德治季中、

於當寺御入壇以來、殊凝觀願至、添供僧

於西院勤長日行法、崛淨侶於社頭、企望月之

論義、自宗之恢弘、希代之、勅願歎者乎云、

私云、延應二年三月廿一日、被始置五口供僧、

其供人者、權少僧都嚴遍、隆嚴、親果

已シ丁円章阿闍梨心海也、此時未被始

諸堂供養法、只於御影堂修三時勤行御

影供舍利講二計也、

建長四年二月十四日、加補十口、成十五口講堂三

口法印權大僧都嚴遍寬耀定位金堂三

口權少僧都親果教親能禪シ丁院三口

權少僧都嚴咸權律師円章阿闍梨重嚴

食堂三口阿闍梨信海長遍祐遍西院三口

(32ウ)

(32オ)

弘長三年加補一口、於鎮守八幡宮、修長日行法、其人者

文永年中加增二口、其人者深兼已能濟于時阿、

權少僧都實幸、

已上十八口号本供僧一

正和元年三月廿一日、為後宇多院御願、被置三

口供僧於御影堂、其人者最禪于時良嚴改名時惠

刑部卿于時已改名弘縁也、以上前後合廿一口、是則為被漏修

學練行廿一口員數也、

一、三綱師祐勸進記云、清和天皇貞觀八年三月丁丑朔、以真言宗僧、任東寺三綱、經階業者宮内卿任西寺三綱、宰相

融舜于時已改名弘縁也、以上前後合廿一口、是則為被漏修

刑部卿于時已改名弘縁也、以上前後合廿一口、是則為被漏修

太政官符永以為例云、

太政官符

應以五十僧內宛東寺三綱事

右大僧都傳燈大法師位空海表稱、謹案

大政官去弘仁十四年十月十日符稱、右大臣宣、

奉勅自今以後真言宗僧五十人令住東寺、

若僧有闕者、以受學一尊法有次第功業僧

補之、道是密教莫令他宗僧雜住者、伏望三綱

之外、鎮知事等一切省除、其三綱者擇五十僧內

宛用者、從二位行大納言兼皇太子傳藤原朝臣

三守宣、奉勅依請、

承和元年十二月廿四日

一、大師御記云

元注官符五十口、今奏定廿四口二、就中廿一口修學

練行者、三口即三綱、造治雜預者也、是亦皆用

淨行之人一、勿レ用二員外人有犯之僧一、但有二工巧

意操風流一、可レ用修理造作庄嚴仏事二者

為臨時之儀一、始所被補一也、是十二口初也、同日九月廿日

被辭寺務一畢、自今以來為十二口于今補來

不求淨不淨一置於非入寺之權三綱一、依之不レ得二

猥雜他家穢僧等一、阿闍梨耶得一悟千一云

者也、近代之式、上座正一人・權三人、寺主都維那

私云、正權三綱源依此御記一、當時所任二十二口也、

尋其由來一、根本上座正一人・權二人、寺主

都維那亦如是一、仍正權合九口也、而承久

四季二月廿三日、一長者大僧正道尊嵯峨尺迦

堂供養御導師之時、御前三綱四人内一人

不足之間、以經延被加補權都維那一、此為十口二

初一、其後十口中絕如元一為九口一之處、寛元、年

十二月廿八日、長者前大僧正良惠之時、以永勝

被任權都維那、仍亦成十口一、次弘長二年四月廿八日、

長者定親僧正之時、被行舍利會一之刻、三綱廻

請之處、寺主宗円良賀改名宗円訴申之間、同三年

長二季五月十四日、改宗円一以全範一被補權都維

那一、而長者道勝之時、良賀宗円訴申之間、同三年

四月十六日、良賀令還補畢、雖然不被改全範

之間、始成十一口一畢、其後文永元季兼禪寺主

死去以其闕、面々雖望申、依无指所用一不被補之一、

仍又十口也、而文永三年四月廿七日為蓮花王院供

養咒願一長者道勝出仕之時、三綱或遠行或所

勞之間、依人數之不足、以能快被加補權寺主一畢、

其後為十一口之處、永仁六年長者守譽僧正十

月廿九日以越中相真被加補權上座、是无別子細、只

(34ウ)

猥雜他家穢僧等一、阿闍梨耶得一悟千一云

私云、正權三綱源依此御記一、當時所任二十二口也、

尋其由來一、根本上座正一人・權二人、寺主

都維那亦如是一、仍正權合九口也、而承久

四季二月廿三日、一長者大僧正道尊嵯峨尺迦

堂供養御導師之時、御前三綱四人内一人

不足之間、以經延被加補權都維那一、此為十口二

初一、其後十口中絕如元一為九口一之處、寛元、年

十二月廿八日、長者前大僧正良惠之時、以永勝

被任權都維那、仍亦成十口一、次弘長二年四月廿八日、

長者定親僧正之時、被行舍利會一之刻、三綱廻

請之處、寺主宗円良賀改名宗円訴申之間、同三年

長二季五月十四日、改宗円一以全範一被補權都維

那一、而長者道勝之時、良賀宗円訴申之間、同三年

四月十六日、良賀令還補畢、雖然不被改全範

之間、始成十一口一畢、其後文永元季兼禪寺主

死去以其闕、面々雖望申、依无指所用一不被補之一、

仍又十口也、而文永三年四月廿七日為蓮花王院供

養咒願一長者道勝出仕之時、三綱或遠行或所

勞之間、依人數之不足、以能快被加補權寺主一畢、

其後為十一口之處、永仁六年長者守譽僧正十

月廿九日以越中相真被加補權上座、是无別子細、只

(35ウ)

被任權都維那、仍亦成十口一、次弘長二年四月廿八日、

長者定親僧正之時、被行舍利會一之刻、三綱廻

請之處、寺主宗円良賀改名宗円訴申之間、同三年

四月十六日、良賀令還補畢、雖然不被改全範

之間、始成十一口一畢、其後文永元季兼禪寺主

死去以其闕、面々雖望申、依无指所用一不被補之一、

仍又十口也、而文永三年四月廿七日為蓮花王院供

養咒願一長者道勝出仕之時、三綱或遠行或所

勞之間、依人數之不足、以能快被加補權寺主一畢、

其後為十一口之處、永仁六年長者守譽僧正十

月廿九日以越中相真被加補權上座、是无別子細、只

(36オ)

一、中綱十三人

東寺下部六十五人之内、

諸堂預十人 賢掌廿一人 番賢掌二人

大炊一人 木守二人 賢事一人

番匠五人 鍛治一人 賢差一人

鐘突三人 小所司二人

小所司二人

中綱三申請之、但是一旦

事也、非兼帶、一旦

俗形下部也、但小所司者法師官也、賢掌者

掃除役一人 已上五十二人殘未補分十三人內

寺務方六人半 目代方六人半

正元、年十一月九日被注之、

已上、成慶法印自筆記錄書之、

新加度々加之

御影堂預一人 畠差一人

已上勸修寺

木守一人 維那一人 鍛治一人

八幡宮仕六人 西院門差一人

已上勸修寺

已上十三人

度々加之

都合六十五人也

小所司十人 堂預十二人 賢掌廿一人

堂童子二人 木工六人 瓦工二人

或本三人

壁工二人 鍛治二人 木守司二人

畠節一人 深草一人 供所守一人

荷輿丁十人 已上勸修寺法務御記

一、下部六十五人

小所司十人	職掌廿一人	堂童子二人
諸堂預十二人	木工六人	瓦工三人
璧工二人	鍛冶二人	畧差一人
深草一人	木守二人	供所守一人
湯沸一人	鐘突一人	

已上、建長元年實賢僧正拌堂記錄載之、

已上當寺根本供僧公人等也、

一、後醍醐院新補供僧

講堂六口供僧

後醍醐院御代、去正中二年正月一日始行、  
御願其時、供僧房俊僧正亮禪 僧正于時  
教嚴法印 賴寶法印 嶩昌法印 成瑜大僧都也、  
護摩供僧三口

同年補任之了賢僧正、于時法印親海僧正于時少  
花院弘縁法印于時大慈院律師

(38才)

已上、被寄附最勝光院執務職被始置、  
六ヶ御願之隨一也、

不動堂不斷護摩供僧廿五口  
嘉曆四年十二月亮禪道我兩僧正以下已  
丁內隨職次補任之除他、建武三年料所沒

倒之後、雖補來廿五口、於護廣者令退轉、纔  
每日一座供養法計也、

一、武家新補供僧

大勝金剛供僧廿四口  
亮禪僧正以下、已入壇寺僧任之、  
千手供僧十口

已上不論入壇有無任之、

右建武三年天下騷亂之刻、六月十四日征夷  
將軍來臨當寺、翌月十五日被寄附河內國  
新開庄、同十月廿六日令始修兩ヶ之勤行、  
供僧交名注進狀將軍被加判形了、而翌

年建武件庄飛行之刻、為替地攝津國  
美作庄・伊与國因嶋、雖被寄附之、美作庄  
者庭弱狹少之地、因島者遠所亂妨之地共以  
有名無實也、結句去年觀廣彼兩所又被宛行武

家輩云、依之兩ヶ勤行共以退轉歎有餘者也、  
尤可令廻興行計略者也、

鎮守八幡宮供僧三十口

去建武三年七月朔日、以山城國久世上下庄  
寄附、當社同五年七月日大般若經讀并

本地供行法、為長日勤始修之、亮禪僧正以下  
任其職了、凡二十四ヶ度御節供放生等火燒等

勤行宮仕預等給分、以當庄為料所、社家無雙  
興隆也、

已上供僧

(39才)

一、傳法會衆

應長二季、後宇多院御興隆之最初學衆七  
口也、阿闍梨覺誓定教後改任忠俊業

尋源<sub>後用深字</sub>寛雄 寬業是也、其後被加三口一、

寂禪潤惠弘緣是也、其後又加四口<sub>名字可尋之成</sub>

十六表十六大赤<sub>卉云</sub>、

於學頭職者、正和四季賴寶法印始補任、春秋

兩季談義一人兼行之、其後了賢僧<sub>賴寶開督任之于時</sub>

<sub>止于時法印學</sub>

頭之時迄、建武二季被加補親海<sub>于時權大僧都</sub>兩季配

分參勤之、貞和三年了賢僧正入滅之後、弘

緣法印加補學頭之刻、春季親海秋季弘緣勤

仕之、弘緣入滅之後、仲我法印令補任、又親海

入滅之後、賴我法印補任了、貞和以來以疏釋

論為兩季配文、其以前隨時不定也、

### 一、勸學衆

元亨二年寂初五人參籠衆也、阿闍梨道譽

禪雅定玄良朝房胤也、其後或四人、若三人、

若二人隨時不定也、是依無料所定足也、當會

學頭二人寂初經然・了賢法印也、經然辭退之

替、親海補任了、了賢轉大會學頭之刻、弘緣

令補當會學頭了、親海轉大會學頭之刻、禪

喜僧都令補當會學頭了、弘緣辭退之替、

賴我僧都補任了、禪喜辭退之替、杲寶僧

都補任了、賴我辭退替、仲我法印了、仲我

法印轉大會學頭之刻、全海<sub>大慈院</sub>法印補任了、杲寶

法印入滅後、仲我兼帶當會了、

### 以上學衆

## 一、食堂夏中供花衆十二口

(40才) (40才)

〔晝<sub>後筆</sub>〕夏中九旬之間、晝夜不斷供花相續勤行、

料所上桂庄內所避宛給田一也、

一、寂初廿一口交名、以修學練行為其器<sub>ト</sub>、大師入

定之期、雖有奏聞、檜尾僧都寺務之時、正

定人躰<sub>ヲ</sub>始建講修、寂初廿一口交名、

壹登大法師 真雅<sub>ヲ</sub>円明<sub>ヲ</sub>智泉<sub>ヲ</sub>忠延<sub>ヲ</sub>

真日<sub>ヲ</sub>真光<sub>ヲ</sub>康秀<sub>ヲ</sub>淨行<sub>ヲ</sub>円行<sub>ヲ</sub>延證<sub>ヲ</sub>

真房<sub>ヲ</sub>真勇<sub>ヲ</sub>真無<sub>ヲ</sub>真法<sub>ヲ</sub>如行<sub>ヲ</sub>載皎<sub>ヲ</sub>

慶喜<sub>ヲ</sub>惠證<sub>ヲ</sub>真性<sub>ヲ</sub>上<sub>已</sub>自余以來、知法碩才之

仁相續而居職、但中古寺家荒廢之刻、房舍頽

壞而失止住之便<sub>ヲ</sub>、料庄沒倒而闕修學之緣<sub>ヲ</sub>、小野

廣澤之輩雖補其職<sub>ヲ</sub>、他所參行有其煩之間、長

日勤行動闕怠、依之御願追日陵遲、修學累年

衰微、爰前大僧正行遍、發无<sub>二</sub>大願、後宇多院被

廻慇懃、覩慮<sub>ヲ</sub>、延應以來漸<sub>ニ</sub>再興、不退常住

為其器<sub>ヲ</sub>、修學稽古為其業、止住僧侶于今相續、

長者御勤敢无退轉<sub>ヲ</sub>、密教紹隆只在于斯時<sub>ニ</sub>

者歟、

(41才)

(42才)

1101-1104年 11月25日受付・受理。

〔奥書〕  
 「永享十一年八月五日書寫畢、  
 文安二季七月比、於法身院殿誂少納言公房生  
 書功畢、  
 嚴曉之、」

〔本伝〕  
 文安二季七月比、於法身院殿誂少納言公房生  
 書功畢、

〔深清〕

〔付記1〕 本稿は、本研究はJSPS科研費21K13112、令和五年度仁和伝法所若手研究助成および令和六年度仁和伝法所仁和寺研究促進助成による研究成果の一部である。

〔付記2〕 脱稿後、中世後期書写の静嘉堂文庫所蔵本『東宝記』仏法中を閲覧する機会を得た。当該史料は覚寿による書写とみられるが、その内容は阿刀家本を書写したものであった。覚寿は快玄の嫡弟であることから、快玄書写本である奈文研本「仏」の存在は把握していたであろう。それにも関わらず、静嘉堂文庫本の書写においては、奈文研本「仏」が写本として選択されなかつたということとなる。こうしたことから、『東宝記』は使用用途などに応じ、用いる写本を変えていた可能性が示唆される。以上の課題については、奈文研本の詳細な検討も含めて今後考えていただきたい。

〔謝辞〕 本稿の一部は、第7回東寺文書研究会（IV期）での報告「奈良文化財研究所所蔵『東宝記』仏法中・僧法上について」をもとに成稿した。報告にてご教示いただきました方々に御礼申し上げます。また、史料閲覧や図版掲載に関しましてご厚意を賜りました京都国立博物館・静嘉堂文庫・東寺（以上、敬称略）に深く感謝申し上げます。

（1）文化遺産部歴史史料研究室客員研究員